

正 誤 表

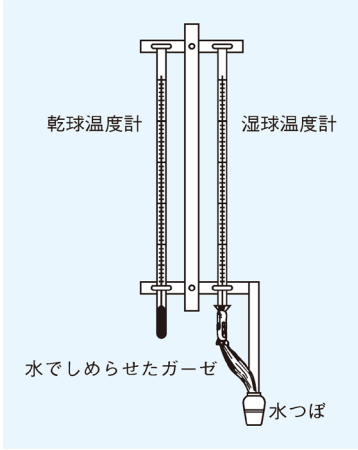
「衛生薬学（改訂第4版 第1刷）」

下記の箇所に誤りがございました。謹んでお詫びし訂正いたします。

また一部情報につきまして、下記の通り更新いたします。

頁	該当箇所	誤	正
60	↓6行目 ②健康日本21（第二次）の脚注として新規追加	健康日本21（第二次）の最終評価等を踏まえた「健康日本21（第三次）」が2024（令和6）年度より開始予定である。 厚生労働省：報道発表資料（2023年5月） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33414.html 厚生労働省：健康日本21（第三次） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21_00006.html	
77	↑8～7行目	すでに知られている感染性の疾病であって、動物またはその死体、飲食物、寝具その他の物件を介して	ヒトからヒトへの感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して
83	表Ⅱ-2-15	和令	令和
104	表Ⅱ-3-2 膵臓のリスク要因	喫煙	肥満
	表Ⅱ-3-2 大腸のリスク要因	高脂肪食（肥満）、食物繊維摂取不足	加工肉、飲酒、肥満、食物繊維摂取不足、運動不足
	表Ⅱ-3-2 乳房のリスク要因	高脂肪食（肥満）、飲酒	肥満、飲酒
152	↑3行目	吸収、消化、	消化、吸収、
157	↓6～7行目	強化剤として食品添加物として指定	栄養強化剤として食品添加物に指定
	↓7～8行目	食品添加物として指定	食品添加物に指定
165	↑6行目	個体	固体
178	↓2行目	補足	捕捉
181	↑10行目	補足	捕捉
182	↓4行目	食物油	植物油
199	↓21行目	冷めやすい	冷めにくい
201	↑3行目	2015年版	2020年版
205	↑7～3行目	腸管でのカルシウムの吸収（---中略---）含有食品」の項参照）。	（削除）
209	↑5行目	消化促進	消化
213	コラム本文↓3行目	放射能を放出し続ける。その結果、放射能による	放射線を放出し続ける。その結果、放射線被曝による
215	↓17行目	解毒化に	解毒に
216	↑9行目	細胞障害	細胞傷害
217	↓8行目（2か所）	食物塊	食塊
224	図Ⅲ-1-77（2か所）	グリコキナーゼ	グルコキナーゼ
277	↑16行目	導入）。	導入）。
293	↓20行目	「日本人の食事摂取基準」	「日本人の食事摂取基準（2020年版）」
310	↑6行目	不感蒸散量	不感蒸泄量
311	↓9行目	不感蒸散量	不感蒸泄量
385	↑3～2行目	作用すると ADP リボシル化を介してアデニル酸シクラーゼを活性化することにより	作用すると、三量体Gタンパク質GsのαサブユニットのADPリボシル化を介してアデニル酸シクラーゼを常時活性化することにより

頁	該当箇所	誤	正
398	↓5～7行目	青酸の毒作用は、組織呼吸の抑制によるもので、ミトコンドリアの呼吸酸素系中のシトクロム <i>c</i> オキシダーゼを阻害し、酸素欠乏で死に至る。	青酸の毒作用は、ミトコンドリアの電子伝達系中のシトクロム <i>c</i> オキシダーゼの阻害による細胞呼吸の抑制であり、ATPの枯渇によって死に至ることがある。
436	↑6,5～4行目(2か所)	シトクロム P450	CYP
441	↓5～6,6～7行目(2か所)	ピバリン酸	ピバル酸
442	↓3行目	スルフィドリル基	スルフヒドリル基(チオール基)
443	↑6行目	第Ⅱ層反応	第Ⅱ相反応
449	図IV-1-26	(下図に差し替え) ◆図IV-1-26 アセトアミノフェンの代謝活性化	
450	↑4行目	酸素の結合	酸素との結合
471	図IV-1-45	(下図に差し替え) ◆図IV-1-45 代表的な有機塩素系農薬の構造	
479	↑4～3行目	化学物質排出管理促進法 (PRTR 法)	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出管理促進法, 化管法, PRTR法)」
496	↓15行目	カーバメート系農薬	カルバメート系農薬
	↑16行目	シトクロムオキシダーゼ	シトクロム <i>c</i> オキシダーゼ
	↑11行目	ブラリドキシム (PAM)	ブラリドキシムヨウ化メチル (PAM)
498	表IV-1-11	ブラリドキシム	ブラリドキシムヨウ化メチル (PAM)
608	表V-2-3	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
649	図V-3-27	硝酸取り込みと脱リン	硝酸取り込みと脱窒素
655	表V-3-17	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
657	表V-3-19	最終改正：平成28年3月30日環境庁告示第37号	最終改正：令和4年4月1日施行
	表V-3-19 (A) 河川	大腸菌群環境基準値(90%)水質値	大腸菌数

頁	該当箇所	誤	正
658	表V-3-19 (B) 湖沼	大腸菌群環境基準値 (90%) 水質値	大腸菌数
659	表V-3-19 (C) 海域	大腸菌群環境基準値 (90%) 水質値	大腸菌数
679	↓ 1 行目	パラロザニン	パラロザニン
686	図 V-5-2	(下図に差し替え)  ◆図 V-5-2 乾湿球湿度計 (August 乾湿計)	
693	↑ 5 行目	100 匹/m ³	100 匹/m ²
706	図 V-6-5	(c) 産業廃棄物	(c) 産業廃棄物遮断型最終処分場
713	↓ 4 行目	表 6-3	表 V-6-3

2024 年 12 月 2 日
株式会社南江堂